

◇新潟県退職手当基金条例（新潟県条例第5号）

1 基金の設置

職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、新潟県退職手当基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。（第1条関係）

2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬額を改正することとしました。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

1 警察官の定員の特例

定年の段階的な引上げに伴う適正な人員管理を図るため、警察官の定員の特例を定めることとしました。（附則第11項関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県教育振興基金条例（新潟県条例第10号）

1 基金の設置

児童生徒一人一人の個性に応じた質の高い豊かな教育を推進するとともに、誰もが等しく豊かな教育を受けられる、子育てに優しい新潟県の実現に向けた取組のため、新潟県教育振興基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第12号）

1 不動産取得税の税率の特例措置を講ずる期間の延長

令和6年度税制改正に伴い、不動産取得税の税率について、100分の4とするところを100分の3とする特例措置を講ずる期間を、令和9年3月31日まで延長することとしました。（附則第18条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

1 利用拠点整備改善計画制度の創設

市町村等が組織する協議会が作成し、知事の認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。（第8条の7、第8条の8、第8条の11、第12条及び第14条関係）

2 特別地域における行為規制の追加

特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加することとしました。（第12条関係）

3 生態系維持回復事業の創設

自然公園において、知事が定めた生態系維持回復事業計画に適合する旨の認定等を受けた生態系維持回復事業として行う行為については、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第12条、第14条、第18条の2及び第18条の3関係)

4 自然体験活動促進計画制度の創設

市町村等が組織する協議会が作成し、知事の認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第12条、第14条、第18条の6及び第18条の7関係)

5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年7月1日から施行することとしました。

◇新潟県自然環境保全条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

1 特別地区における行為規制の追加

特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加することとしました。(第17条関係)

2 生態系維持回復事業の創設

自然環境保全地域において、知事が定めた生態系維持回復事業計画に適合する旨の認定等を受けた生態系維持回復事業として行う行為については、特別地区等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第17条、第19条、第20条の2及び第20条の3関係)

3 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

4 施行期日

この条例は、令和6年7月1日から施行することとしました。

◇新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第18号）

1 財政安定化基金拠出率の変更

財政安定化基金拠出率を零とすることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

1 新潟県立県央基幹病院に関する規定の整備

新潟県立県央基幹病院は、児童福祉法に規定する助産施設とすることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県子ども条例（新潟県条例第25号）

1 目的

この条例は、子ども施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、国及び市町村と連携し、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の協力を得て、子ども施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有することとしました。(第4条関係)

3 計画の策定

県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画を定めるものとする事としました。(第12条関係)

4 基本的施策

県は、子ども施策の基本となる事項を定めることとしました。(第15条～第21条関係)

5 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第27号）

1 基金の設置期間の延長

保育サービス等の充実を図るとともに、地域における子育て支援、ひとり親家庭等への支援及び社会的養護の充実を図り、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を行うため、新潟県安心子ども基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県起業化支援・交流拠点施設条例を廃止する条例（新潟県条例第28号）

1 新潟県起業化支援・交流拠点施設の廃止

創業者の支援等を行う民間の施設が増加したことに伴い、新潟県起業化支援・交流拠点施設を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県文化振興条例（新潟県条例第29号）

1 目的

この条例は、文化の振興等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。(第3条関係)

3 審議会の設置

文化芸術基本法の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、新潟県文化審議会を置くこととしました。(第7条関係)

4 基本的施策

県は、文化の振興等に関し、県の施策の基本となる事項を定めることとしました。(第9条～第27条関係)

5 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県特別会計条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

1 新潟県用地先行取得事業特別会計の廃止

一般国道7号朝日温海道路に係る用地先行取得事業が令和5年度で完了することに伴い、新潟県用地先行取得事業特別会計を廃止することとしました。(本則関係)

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法等の改正に伴い、接道義務又は道路内建築制限の規定に関する既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行うに当たって、これらの規定の適用を受けないための認定に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

2 手数料の新設

建築基準法等の改正に伴い、接道義務又は道路内建築制限の規定に関する既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行うに当たって、これらの規定の適用を受けないための認定申請手数料を定めることと

しました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県給付型奨学金基金条例を廃止する条例（新潟県条例第33号）

1 基金の廃止

設置目的を達成したため、新潟県給付型奨学金基金を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年5月31日から施行することとしました。